

○財務省告示第二百九十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成十五年四月二十一日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年四月十七日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第二百四十八回）
二	発行の根拠の法律及びその条項	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する方法による発行
五	発行額	額面金額で一兆九千億円のうち、財政融資資金特別会計法第十一条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で千四百九十億四千万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項に基づき発行する利付国債に
六	払込金額	一兆九千二百六億九千七百九十万円

七 最低額面金
 八 振替単位
 九 発行日
 十 募集価格
 十一 利率
 十二 経過利子の払込み

五万円
 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
 平成十五年四月二十一日
 額面金額百円につき百円六十七銭
 年〇・七パーセント
 (一) 国債募集引受団は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{32}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十三 初期利子

平成十五年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定す

る期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	第二期以	毎年三月二十日及び九月二十日
十五	償還期限	を、支払期とし、各支払期におい
十六	償還金額	て、その日以前六月間に属する
十七	元利金支	利子を支払う。
十八	払場所	日本銀行
十九	募集期間	額面金額百円につき百円
	払込期日	平成十五年三月二十日
		平成十五年四月四日から平成十五
		年四月十五日まで
		平成十五年四月二十一日